

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 2 月 17 日

東京都港区港南一丁目 7 番 1 号
ソニー株式会社
代表執行役 吉田 憲一郎



当社は、ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社（本店所在地：神奈川県厚木市旭町四丁目 14 番 1 号。以下「SSS」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、本分割契約に定める当社の権利義務を SSS に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容
別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

(1) 吸収分割の対価の数の相当性に関する事項

SSS は、本吸収分割に際して普通株式 1 株を発行し、吸収分割会社である当社に対して割当交付します。交付株式数は、当社が SSS の発行済株式の全てを所有していることを踏まえて、当社と SSS との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) SSS の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により増加する SSS の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりです。これは、SSS の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(1) 資本金の増加額： 0 円

(2) 資本準備金の増加額： 会社計算規則に従い別途 SSS が定める額

(3) 利益準備金の増加額： 0 円

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、連結子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（以下「SFH」といいます。）の普通株式及び新株予約権の全てを取得し、SFHを当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議し、本公開買付けを2020年5月20日から2020年5月13日の期間で実施しました。その結果、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限以上となったことから、応募株券等の全部の買付け等を行いました。なお、本公開買付けの実施にあたり、買付けの対象となった普通株式及び新株予約権の取得資金に充当するために国内民間銀行から3,225億円の借入を行っています。

なお、本公開買付けの結果を受け、当社は、会社法第179条の規定に基づくSFHの普通株式の全てを取得することを目的とした手続を開始し、2020年9月2日付で、SFHを完全子会社にしました。本公開買付けの対価は396,698百万円です。

(2) 当社は、2020年7月に、流動性拡充のため、2018年11月に実施したEMI Music Publishingを所有するDH Publishing, L.P.の持分約60%の取得等を融資対象として、複数の銀行から約2,000百万米ドル相当の長期借入（8年、10年満期）を行いました。この借入は、日本企業による海外M&A支援等を目的として創設された、株式会社国際協力銀行の「成長投資ファシリティ」を活用したものです。1,200百万米ドル（借入総額の約60%）が「成長投資ファシリティ」を活用したドル建て借入、860億円（約800百万米ドル相当、借入総額の約40%）が国内民間銀行からの円建て借入となっています。

(3) 当社は、2020年8月4日付の取締役会決議により、以下のとおり、会社法及び当社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定することを決定しました。

① 取得し得る株式の総数：2,000万株（上限）

② 株式の取得価額の総額：1,000億円（上限）

③ 取得期間：2020年8月5日～2021年3月31日

6. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社である当会社の債務の履行の見込みについて

当会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、当会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社である SSS が吸収分割会社である当会社から承継する債務の履行の見込みについて

SSS の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても SSS の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に SSS の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、SSS が当会社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付)

吸収分割契約書

ソニー株式会社（以下、「甲」という。）及びソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社（以下、「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割により、甲がその「イメージング&センシング・ソリューション事業」（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：ソニー株式会社

本店所在地：東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

本店所在地：神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号

第3条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、吸収分割手続の必要性その他の事由により変更が必要な場合、甲及び乙の間で協議し合意により、これを変更することができる。

第4条（本吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受とする。

第5条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本承継対象権利義務に代えて乙の普通株式1株を交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割による乙の資本金及び準備金の増加額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額： 0円

(2) 資本準備金の増加額： 会社計算規則に従い別途乙が定める額

(3) 利益準備金の増加額： 0 円

第7条（本吸収分割の承認に係る株主総会）

甲は、会社法第784条第2項の規定する簡易吸収分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（法令上の手続の実行等）

1. 甲及び乙は、本吸収分割を実行するために必要な手続（本吸収分割を実行するために必要な会社法を含む法令上の手続を含むが、これに限らない。）について相互に協力するものとする。
2. 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙に経営上重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合には、甲及び乙の間で協議し合意により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降においても、本事業に関し、法令によるものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

（以下、余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方捺印の上それぞれ各1通を保管する。

2021年2月12日

甲：

東京都港区港南一丁目7番1号

ソニー株式会社

代表執行役 吉田 憲一郎



乙：

神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

代表取締役 清水 照士



承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務は次のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2020年12月31日時点の貸借対照表その他の同日時点の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

以下(1)①に記載の資産並びに効力発生日において本事業のみに属する以下の

(1)②③及び(2)に記載の資産

(1) 流動資産

① 預け金(「2.負債」記載の各科目の帳簿価額の合計額から「1.資産」記載の各科目(預け金を除く)の帳簿価額の合計額を控除して得られる金額)

② 未収入金

③ 仮払金

(2) 固定資産

① 繰延税金資産

2. 負債

効力発生日において本事業のみに属する以下の(1)及び(2)に記載の負債

(1) 流動負債

① 未払費用

② 預り金

③ 賞与引当金

④ 仮受金

(2) 固定負債

退職給付引当金

3. 雇用契約等

① 雇用契約

効力発生日時点において甲が雇用契約を締結している、本契約別表1に定める組織に主務として在籍する甲の従業員及び本契約別表2に定める海外関連会社に主務として在籍する甲の従業員のうち本事業に主に従事する従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務

② 労働協約

該当なし

4. 雇用契約を除く契約

効力発生日において本事業のみに関して甲が締結している契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務。但し、以下の契約を除く。

- ・本事業以外の事業への適用の可能性がある、承継対象から除外することについて、甲乙が別途合意する契約
- ・甲の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の出願、許諾、被許諾、譲渡、譲受を主たる目的とする契約

5. 許認可等

効力発生日において本事業のみに関して甲が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものであって別途甲乙間で合意したものを除く。

以上

別表

【別表1】

乙 全組織

ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社 全組織

ソニーLSIデザイン株式会社 全組織

ミドクラジャパン株式会社 全組織

Linfiny Japan 株式会社 全組織

トヨタ自動車株式会社 全組織

高速近接無線技術研究組合 全組織

一般社団法人電子情報技術産業協会 全組織

Sony Semiconductor Israel, Ltd. 全組織

Sony Depthsensing Solutions SA/NV 全組織

Sony Advanced Visual Sensing AG 全組織

Midokura Iberica, S.L. 全組織

Sony Precision Devices (Huizhou) Co. Ltd. 全組織

Sony Semiconductor Solutions (Shanghai) Limited 全組織

Interuniversitair Micro-elektronica Centrum vzm 全組織

【別表2】

Sony Electronics Inc.

Sony Europe B.V.

Sony Taiwan Limited

Sony Korea Corporation

Sony Corporation of Hong Kong Ltd.

Sony Technology (Thailand) Co., Ltd.

Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.

Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.



別紙 2 SSS の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株
主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

(次頁以降に添付)

2019 年度

事業報告

附属明細書

計算書類

附属明細書

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

監査報告書

私、監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度における、取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項及び第3項)に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

監査役

蔡豊宏 

2019 年度

事業報告

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

1. 企業の現況に関する事項

(1) 全般的な営業の概況

2019年度は米中貿易摩擦の激化やブレグジットによる世界的な景気下押し要因で幕をあげました。ソニーにとって今年度は、「プレイステーション」が発売から 25 周年、コロムビア・ピクチャーズを買収して 30 周年という節目の年でもありました。存在意義と価値観を定義した Sony's Purpose & Values そして「人に近づく」という経営の方向性のもとでエンタテインメント領域、エレクトロニクス領域そして金融領域でも One Sony の動きを加速し、Growth を実現するための探索を続けてまいりました。その結果、2019 年度第3四半期の時点では、一時的要因を除いた調整後のベースで増収増益を達成しております。

しかしながら 2020 年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が中国を起点とアジアそして欧米諸国へと世界的な流行 (パンデミック) となり、世界経済の成長率が急速なマイナスとなるとの見通しも出ています。このような困難な状況下においても事業への影響を最小化するための努力を継続するとともに、ソニーグループとして新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) により世界各国で影響を受けている人々を支援するファンドを立ちあげるなど、引き続きグローバルカンパニーとしての社会的責任も果たしてまいります。

2019 年度の当社の売上高は 1,039,167 百万円 (前年度比 192,457 百万円増)、税引前当期純利益は 158,207 百万円 (前年度比 17,815 百万円増)、当期純利益は 115,149 百万円 (前年度比 6,373 百万円増) となりました。

(2) 過去三年間の営業成績及び財産の状況

(単位: 百万円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
売上高	747,023	806,609	846,710	1,039,167
当期純利益又は 当期純損失(△)	△68,064	65,020	108,777	115,149
一株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△680,644.81円	650,202.00円	1,087,765.52円	1,151,493.71円
総資産	233,474	217,367	648,337	499,931

(3) 対処すべき課題

内外の諸情勢からみて、今後とも厳しい企業環境が予想されますが、当社は主力商品であるイメージセンサーの裏面照射型・積層型技術に代表される独創的かつ先進的な技術開発により、競合他社がキャッチアップ出来ないような技術先行型の経営を行う必要があると認識しています。

また、主な製造拠点が国内に集積しているため、為替変動が経営に与える影響は顕著であり、当該為替のボラティリティへの対応は、喫緊の課題と認識しております。

(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459 条第1 項) がある

ときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

当事業年度中の定時株主総会の翌日以降、当事業年度末までに在任した役員は下記の通りです。

氏名	地位および担当
清水 照士	代表取締役社長
十時 裕樹	取締役
勝本 徹	取締役
秦 豊宏	監査役

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

4. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決議された、内部統制およびガバナンスの枠組みに関する体制につき、その適切な運用に努めています。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務遂行に係る意思決定の記録、権限を委譲された従業員による決裁の記録、及び取締役の職務執行を直接補佐する会議体の記録は、法令及び当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行っています。これらの記録は、監査役からの閲覧請求に対し速やかに提示可能な体制としています。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の各部署は、それぞれの担当領域において定期的にビジネスリスクを検討・評価し、当社に損失を与え得るリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、主要会議体規則にもとづく各種会議体を設置し、多面的な検討を行うとともに意思決定が効率的に実施されるよう、運用しています。

当社の取締役会は、適切な機関及び組織の長により、重要案件の意思決定が効率的になされとともに、内部統制・牽制を機能させることを目的として、当社の決裁規定を定めています。当社は、決裁規定により権限を委譲された者又は組織の長が、十分な情報を入手のうえ誠実にこれを検討し、会社及び株主にとって最善の利益となると合理的に判断できる方法で意思決定を行うよう、意思決定手続の定期的な周知徹底を行っています。

また、当社は、意思決定プロセスの有効性を担保するため、内部監査を適宜実施しています。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「ソニーグループ行動規範」、その他の重要な社内方針・規則を社内の情報ネットワークを通じて継続的に周知し、必要に応じ啓発活動や研修を行っています。

また、当社は、法令や社内規則違反の予防／発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内

部通報制度(ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン)を導入し、継続的に周知しています。

- (5) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社のグループ会社は、期例会同、社内報(HP)等により経営理念の共有を行うとともに、倫理的な事業活動と法令遵守の重要性の継続的な周知徹底を行っています。その一環として、当社及び当社のグループ会社は、ソニーグループ行動規範をはじめとするソニー株式会社発行のグループ規則/規程を採択、周知し、その適切な運用に努めています。
当社及び当社のグループ会社は、ソニーグループにとっての重要案件が、漏れなく親会社のマネジメントへ上程され適切な機関決定がされることを確保するため、ソニー株式会社への報告が義務付けられた事項等を明文化した決裁規定を定め、適宜社内に周知徹底しています。
当社及び当社のグループ会社は、内部通報制度(ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン)を導入し、継続的に周知しています。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務執行を補佐する従業員を求めた場合は、これを置くことができることとしています。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役がその職務執行を補佐する従業員を求めた場合、その者は当社の業務の執行にかかわる役職を兼務せず、監査役の指示・監督のもと職務を遂行することとしています。また、その者の業績評価は監査役が行うこととしています。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
監査役は、取締役会その他重要な会議体への出席、及び当該会議体の議事録の共有により、重要な決議事項等の報告を受けています。また、当社は、監査役の求めに応じて、必要な情報の提供や説明を行っています。
当社は、全ての役員・従業員に対して、企業倫理に関する懸念を抱いた場合に、上司や社内に関連部署、あるいは内部通報制度(ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン)にその旨を速やかに報告することを推奨しています。監査役への報告であるかどうかにかかわらず、当社は誠実に報告を行った役員・従業員に対するいかなる報復行為を許容せず、報告者の保護に努めています。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役との定期的な会合により、当社及び当社グループ会社の業務執行について意見交換を行っています。監査役は、その職務の執行において必要な場合、関係部署の役員及び従業員にヒアリングや調査の依頼をし、報告を受けています。
当社は、監査役が行った活動に伴い発生した費用を負担しています。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするにあたっては第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

2019 年度

附属明細書(事業報告関係)

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

事業報告 附属明細書

事業報告において附属明細書に記載する事項はございません。

2019 年度
独立監査人の監査報告書

〔 自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日 〕

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

近藤 仁 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2019 年度

計 算 書 類

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

貸借対照表

2020年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	421,577	流動負債	289,778
現金及び預金	9	電子記録債務	1,321
売掛金	173,657	支払手形	205
商品及び製品	293	買掛金	91,661
原料及び材料	167	前受金	5,154
仕掛品	15,379	短期借入金	10,238
預け金	207,821	未払金	39,066
前渡金	1,496	未払費用	68,592
前払費用	3,652	未払法人税等	10,910
未収入金	15,804	賞与引当金	9,458
その他	3,299	売上割戻引当金	11,610
固定資産	78,353	事業損失引当金	1,918
（有形固定資産）	(11,383)	債務保証損失補填引当金	25,665
建物	294	その他	13,979
構築物	1	固定負債	41
機械及び装置	9,556	リース債務	41
車両・運搬具	8		
工具・器具及び備品	1,434		
リース資産	43	負債合計	289,819
建設仮勘定	48	純資産の部	
（無形固定資産）	(8,886)	株主資本	210,200
特許権	169	資本金	400
ソフトウェア	1,486	資本剰余金	54,461
その他	7,231	資本準備金	54,461
（投資その他の資産）	(58,084)	利益剰余金	155,340
関係会社株式	32,604	その他利益剰余金	155,340
投資有価証券	7,023	評価・換算差額等	△ 89
繰延税金資産	18,309	その他有価証券評価差額金	△ 89
その他	148		
		純資産合計	210,111
資産合計	499,931	負債・純資産合計	499,931

損 益 計 算 書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

	金 額
	百万円
売 上 高	1,039,167
売 上 原 価	726,091
売 上 総 利 益	313,076
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	128,307
営 業 利 益	184,769
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 ・ 配 当 金	1,650
事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,447
そ の 他	2,146
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,237
為 替 差 損	3,905
固 定 資 産 減 損 損 失	63
そ の 他	934
経 常 利 益	183,873
特 別 損 失	
債 務 保 証 損 失 補 填	25,665
税 引 前 当 期 純 利 益	158,207
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	49,944
法 人 税 等 調 整 額	△6,886
当 期 純 利 益	115,149

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から 2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等			純 資 産 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		株 主 資 本 計	そ の 他 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 計	
		資 準 備	本 金 剰 余	資 本 剰 余 計	繰 越 剰 余	利 益 剰 余 計				
当期首残高	400	54,461	54,461	105,732	105,732	160,593	△ 40	△ 40	160,553	
当期変動額										
剰余金の配当				△65,542	△65,542	△65,542			△ 65,542	
当期純利益				115,149	115,149	115,149			115,149	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△ 49	△ 49	△ 49	
当期変動額合計	-	-	-	49,607	49,607	49,607	△ 49	△ 49	49,558	
当期末残高	400	54,461	54,461	155,340	155,340	210,200	△ 89	△ 89	210,111	

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しています。

(2) 品質保証引当金

将来の品質保証費用の支出に備えるため、特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しております。

(3) 売上割戻引当金

販売した製品に対する将来の売上割戻に備えるため、将来の売上割戻発生見込額を計上しております。

(4) 事業損失引当金

特定の事業において将来の損失に備えるため、個別に事業の状況等を勘案し計上しております。

(5) 債務保証損失補填引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失見込み額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しており、控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

2019年10月1日より、当社は確定給付年金制度の改定を行い、制度改定前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。上記の制度移行に伴い、年金制度の存続部分の平均残存勤務期間が短縮されたため、当事業年度末に未認識数計算上の差異 6,828 百万円を退職給付費用に含めて一括費用処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 資産に係る減価償却累計額	15,376 百万円
2. 保証債務残高	25,665 百万円
(主な被保証先) Altair Semiconductor Ltd.	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,003 百万円
短期金銭債務	183,137 百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	25 百万円
仕入高	630,986 百万円
販売費及び一般管理費	18,256 百万円
営業取引以外の取引高	2,657 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	前期末株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	100,000	100,000
自己株式 普通株式	-	-
合計	100,000	100,000

2. 配当に関する事項

① 配当支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	効力発生日
2020年2月28日 取締役会	普通株式	65,542百万円	655,420.00円	2020年3月24日

- ② 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当ありません。

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用個別引当	11,985百万円
投資有価証券評価損	8,422百万円
賞与引当金	2,892百万円
未払事業税	1,962百万円
未払特許権使用料	350百万円
未払社会保険料(賞与分)	316百万円
未払従業員給与	121百万円
有形固定資産減損額(減価償却資産)	116百万円
有償支給差額	100百万円
その他	713百万円
繰延税金資産小計	26,978百万円
評価性引当額	△ 8,634百万円
繰延税金資産合計	18,344百万円
繰延税金負債	
その他	35百万円
繰延税金負債合計	35百万円
繰延税金資産の純額	18,309百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

ソニーグループでは、金融事業を営む関係会社である Sony Global Treasury Services Plc. (以下「SGTS」)を中心として資金の集中化および効率化をしております。そのため、当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、SGTSからの借入により資金を調達しております。また、借入金の主な用途は運転資金および設備投資資金です。

受取手形および売掛金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程にそってリスク低減を図っております。

なお、デリバティブ取引については、SGTSと実需の範囲で、外貨建債権債務の為替変動リスクに対して、為替予約取引を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	9	9	—
(2) 売掛金	173,657	173,657	—
(3) 預け金	207,821	207,821	—
(4) 未収入金	15,804	15,804	—
(5) 投資有価証券	7,023	7,023	—
(6) 電子記録債務	(1,321)	(1,321)	—
(7) 支払手形	(205)	(205)	—
(8) 買掛金	(91,661)	(91,661)	—
(9) 短期借入金	(10,238)	(10,238)	—
(10) 未払金	(39,066)	(39,066)	—
(11) 未払費用	(94,257)	(94,257)	—
(12) 未払法人税等	(10,910)	(10,910)	—
(13) リース債務	(41)	(41)	—
(14) デリバティブ取引	2,076	2,076	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金 (3) 預け金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難なため、当該帳簿価額によっております。

(6) 電子記録債務、(7) 支払手形、(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払費用、ならびに (12) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(13) リース債務

契約時の利率は期末に同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率とほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(14) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの：

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益	時価の算定方法
市場取引以外の取引	為替予約 売建				SGTS から提示された価格等によっている。
	米ドル	266,098	2,064	2,064	
	ユーロ	809	16	16	
	人民元	123	3	3	
	買建 ユーロ	704	(7)	(7)	
合計		267,734	2,076	2,076	

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソニー株式会社	被所有 直接 100%	役員の兼任	連結納税に伴う			
				支払予定額	36,706	未払金	36,706
				債務保証補填(注1)	25,665	未払費用	25,665
				出向者人件費の請求等(注2)	83,987	未払費用	17,727

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 債務保証損失に関連して、ソニー株式会社で発生する費用を負担しております。

(注2) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Sony Corp. of Hong Kong Ltd.	なし	当社製品の販売	当社製品の販売（注2）	419,409	売掛金	50,533
親会社の子会社	Sony Korea Corp.	なし	当社製品の販売	当社製品の販売（注2）	105,093	売掛金	26,549
親会社の子会社	Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd. [SIMPLE]	なし	当社製品の販売	当社製品の販売（注2）	57,317	売掛金	8,798
親会社の子会社	Sony Global treasury Services Plc.	なし	為替・資金取引	資金の返済（注1） 利息の支払（注1） 資金の預け入れ（注1） 利息の受取（注1）	315,767 1,233 207,755 113	短期借入金 未払利息 預け金 未収利息	10,238 745 207,821 -
子会社	ソニーL S I デザイン株式会社	所有 直接 100%	当社製品の設計	業務委託費用（注2）	44,945	未払費用	7,849
子会社	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社	所有 直接 100%	資金取引 当社製品の製造	資金の受取（注1） 利息の受取（注1）	419,305 1,534	短期貸付金 未収利息	- 832
				製品の購入（注2） 業務委託費用（注2）	567,349 49,662	買掛金 未払費用	84,056 9,856

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付、借入について、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。資金借入の取引価格は借入額から返済額を控除して表示しております。

（注2）価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

(1株当たり情報に関する事項)

- 1株当たり純資産額 2,101,114.55円
- 1株当たり当期純利益 1,151,493.71円

(その他の注記)

1. Altair Semiconductor Ltd.に関する債務保証補填について

当社はソニー株式会社による当社の子会社である Altair Semiconductor Ltd.に対する債務保証につき、債務保証損失引当金相当額を負担することに合意し、当事業年度において損益計算書の特別損失に25,665百万円計上しています。

2019 年度

附属明細書(計算書類関係)

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当償却	期額	差引 期末帳簿価額
有形 固定 資産	建物	242	117	2	356	63	19	294	
	構築物	4	—	1	4	3	0	1	
	機械及び装置 *1*2	15,732	5,241	525 (4)	20,448	10,892	2,575	9,556	
	車両運搬具	7	5	—	12	4	2	8	
	工具、器具及び備品 *2	4,366	772	297 (26)	4,841	3,407	513	1,434	
	リース資産	1,093	6	49	1,050	1,007	17	43	
	建設仮勘定	9	52	13	48	—	—	48	
	計 *2	21,454	6,193	888 (30)	26,759	15,376	3,126	11,383	
無形 固定 資産	特許権	361	—	—	361	192	44	169	
	ソフトウェア *2	4,327	1,009	360 (11)	4,977	3,491	358	1,486	
	その他 *2	45,853	1,263	1,016 (22)	46,101	38,869	2,593	7,231	
	計 *2	50,542	2,272	1,376 (33)	51,439	42,552	2,995	8,886	

(注) *1 「当期増加額」の主な内容は以下のとおりです。

機械及び装置 半導体集積回路製造設備の増加 5,241 百万円

(注) *2 「当期減少額」のうち () 内の金額は、減損損失の計上額の内書です。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
賞 与 引 当 金	10,111	9,458	10,111	9,458
品 質 保 証 引 当 金	535	-	535	-
売 上 割 戻 引 当 金	15,717	51,251	55,358	11,610
事 業 損 失 引 当 金	3,365	-	1,447	1,918
債 務 保 証 損 失 補 填 引 当 金	-	25,665	-	25,665

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
給 料	9,993
賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,426
減 価 償 却 費	2,478
特 許 使 用 料	22,628
業 務 委 託 費	9,223
開 発 研 究 費	62,817
そ の 他	18,742
計	128,307

以上は、会社法435条2項に定められた書類であります。

2020年6月5日

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

代表取締役社長

清水 照士



